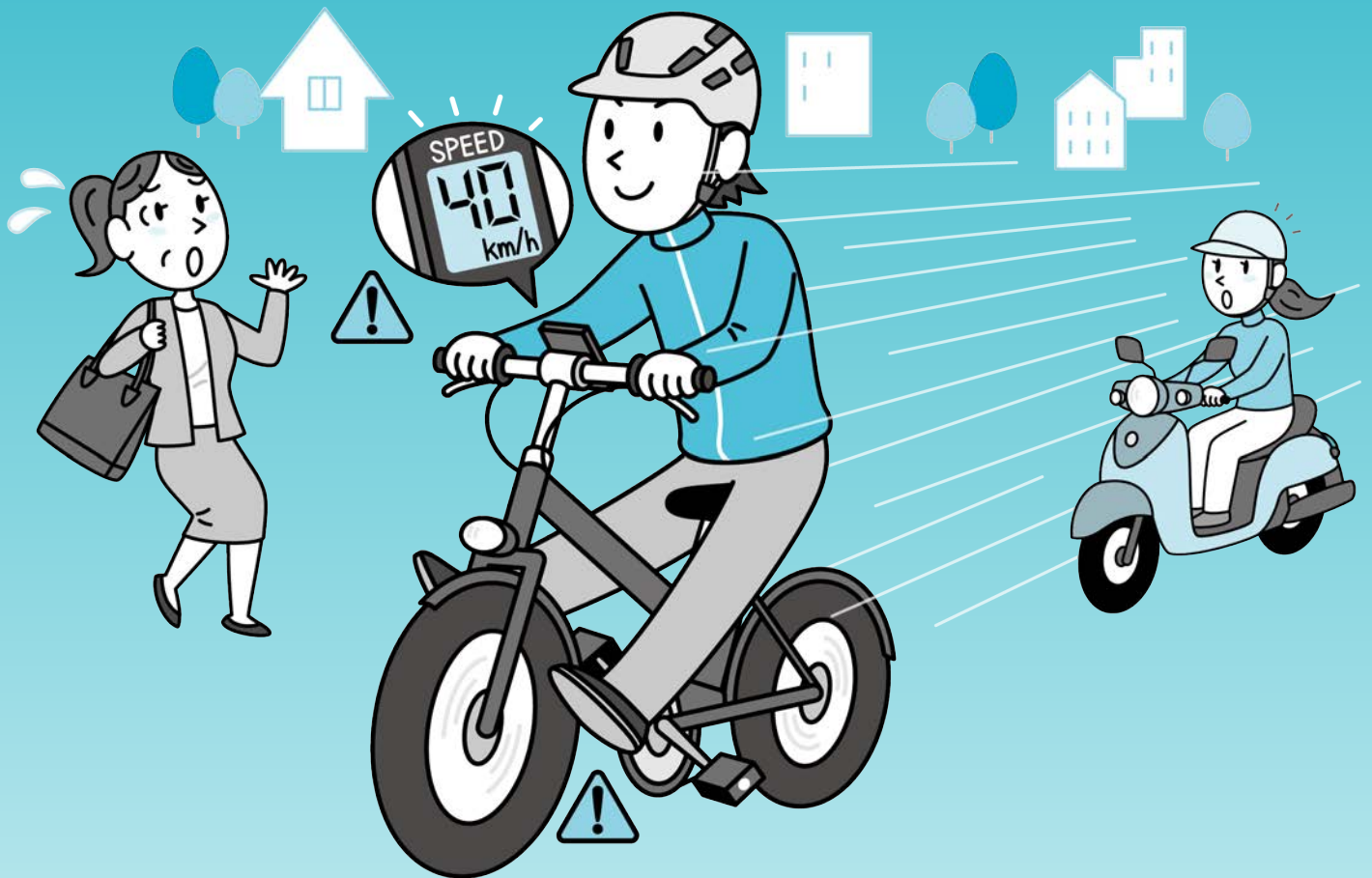


くらしの危険

Number

378

道路交通法の基準に適合しない 電動アシスト自転車



インターネット通信販売サイトでは、道路交通法の基準に適合しない電動アシスト自転車が、自転車として道路を通行できるように販売されていることがあります。

一般的に「電動アシスト自転車」と呼ばれるものは、人の力に対する補助力として電動モーターによる力が加わるものです。スロットルが取り付けられているなど、人の力ではなく、電動機により走行できる車両は、道路交通法の基準に適合しないため、自転車として道路を通行することはできません。

基準に適合しない電動アシスト自転車で道路を通行すると、**運転者が罰則の対象**になります。

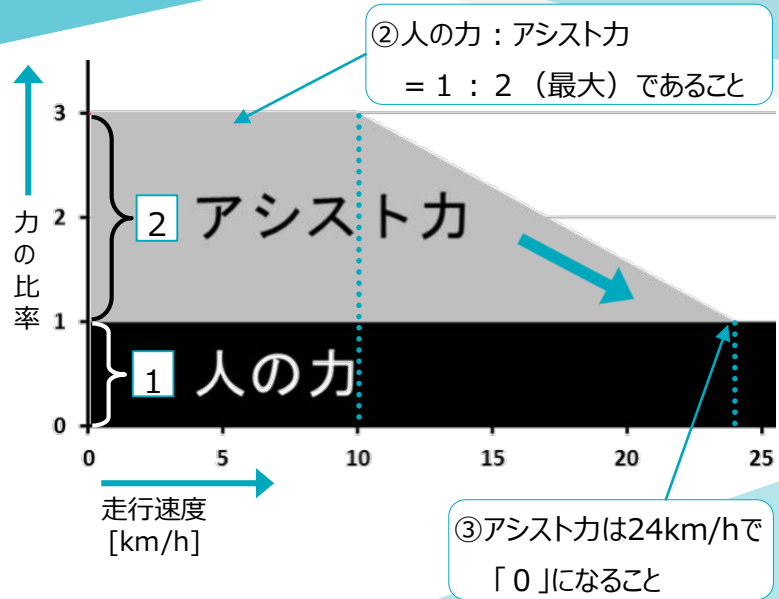
また、アシスト比率が道路交通法の基準を大きく超えていると急発進や急加速の原因になるほか、バランスを崩して転倒したり、人や物に衝突したりするなど、事故につながるおそれがあります。



電動アシスト自転車には、道路交通法の定める基準があります



①ペダルをこがないと
走行しないこと



電動アシスト自転車としてインターネットで販売されていた10銘柄を調査

◇10銘柄は国家公安委員会の型式認定を取得した旨の記載がなく、基準に適合しているかが不明であったもの

アシスト比率

アシスト力は上限値（人の力の2倍）を超えていないか、24km/hで「0」になるか

- ▶10銘柄中9銘柄で上限値を超え、基準に適合していませんでした。
- ▶10銘柄中6銘柄は、ほとんど人の力を要さずに加速し、24km/hを超えても電動力がアシストしました。

表示

- ▶公道を走行できること、性能確認を行っていることを明記していても、基準に適合していない銘柄がありました。

スロットルの有無

スロットルが装着されている車両は、電動アシスト自転車に該当しない

※スロットル：操作することでペダルをこがずに加速・走行する部品

- ▶10銘柄中5銘柄でスロットル様のものが装着されていました。
- ▶上記5銘柄中2銘柄では、スロットル様のものを操作すると加速しました。

基準に適合しない電動アシスト自転車で道路を通行すると



運転者が罰則の対象になります！

転倒などの事故につながることも！



消費者へのアドバイス

- ✓ 購入の際は、型式認定のTSマークやBAAマークを目安にしましょう
- ✓ 購入前に「型式認定」を取得しているか調べましょう
- ✓ 購入後にアシスト機能を停止する速度を変更出来ることや、スロットル付きから電動アシスト自転車に仕様変更できることをうたった商品に注意しましょう



▲TSマーク



▲BAAマーク